

川崎市交通局規程第26号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤邦紀

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

登戸駅～城下 向丘遊園駅南口～城下 多摩消防署前～城下	城下	城下～菅四丁目	普通乗車料 金の5割引
-----------------------------------	----	---------	----------------

」

を

「

登戸駅（生田緑地口） ～城下	城下	城下～菅四丁目	普通乗車料 金の5割引
-------------------	----	---------	----------------

」

に改める。

別表第1中

「

溝口駅前	久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅
井田営業所前	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅

」

高津		向丘遊園駅南口
井田営業所前		溝口駅前
登戸駅	城下	西菅団地
向丘遊園駅南口	〃	〃
多摩消防署前	〃	〃
向丘遊園駅入口	〃	〃
城下		〃
西菅団地	城下	菅四丁目

」

を

「

溝口駅前	久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	向丘遊園駅北口
井田営業所前	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	向丘遊園駅北口
高津		向丘遊園駅南口
井田営業所前		溝口駅前
西菅団地	城下	登戸駅（生田緑地口）
多摩消防署前	〃	〃
多摩区役所前	〃	〃
菅四丁目	〃	西菅団地
西菅団地		城下

」

に改める。

別表第9中

「

井田営業所前	五反田橋・久末	有馬第二団地前
〃	五反田橋・馬絹	宮前区役所前
〃	〃	宮前平駅
〃	鷹巣橋	高田町
〃	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	登戸駅

」

を

「

井田営業所前	五反田橋・久末	有馬第二団地前
〃	五反田橋・馬絹	宮前区役所前
〃	〃	宮前平駅
〃	鷹巣橋	高田町
〃	新城神社前・久地駅前	向丘遊園駅南口
〃	〃	向丘遊園駅北口

」

に改める。

別表第10中

「

登戸駅	城下	西菅団地
向丘遊園駅南口	〃	〃
多摩消防署前	〃	〃
向丘遊園駅入口	〃	〃
西菅団地	〃	菅四丁目

」

を

「

西菅団地 菅四丁目	城下 〃	登戸駅（生田緑地口） 西菅団地
--------------	---------	--------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。